

もう一度仕組みと影響をおさらいしておこう

『役員給与の損金不算入』 のことが分かる Q&A



落合会計事務所 税理士 落合孝裕

平成18年度税制改正で「同族会社の役員報酬の一部損金不算入」の制度が取り入れられました。その内容は、「同族関係者が90%以上の株式を所有」し、「常務に従事する役員の過半数が同族」の場合に、その業務を主宰する役員報酬（社長報酬）の「給与所得控除相当額」が損金にならないというものです。ここではこの「役員給与の損金不算入」についてQ&A形式で分かりやすく解説していくことにしましょう。

平成18年4月1日以降に開始する事業年度から、会社が社長に支払う給料の一部について、会社の損金（＝経費）として認められないことになりました。この制度を「役員給与の損金不算入」制度といいます。対象になるのは、いくつかの条件に該当する会社です。損金として認められない金額は、社長の年収により異なりますが、年収の15%～30%程度です。

経理woman

Monthly Magazine

月刊経理ウーマン…2007年8月20日発行 Vol.12 / No.138 [毎月1回・20日発行] 1996年6月3日第3種郵便物認可 <http://www.kens-p.co.jp>

2007

9

* 小さな会社ができる 「節税アイデア」厳選22!!

特集：税金を「ダイエット」するにはこの手が一番！



図表1



図表2

年収(A)	給与所得控除
~ 1,625,000円	650,000円
~ 1,800,000円	A×40%
~ 3,600,000円	A×30%+ 180,000円
~ 6,600,000円	A×20%+ 540,000円
~ 10,000,000円	A×10%+1,200,000円
10,000,000円 ~	A× 5%+1,700,000円

Q4 対象になる会社はどんな会社ですか？

この「役員給与の損金不算入」制度は、すべての会社に適用があるわけではありません。103ページ図表4のフロ

国の側から見ると、会社ばかり増えたから税収が減ってしまう恐れがあります。そこで、節税目当ての会社設立をシャットアウトするという目的で、「役員給与の損金不算入」の

制度が新たにできました。

といつても、起業して当初の儲からないことはまずありません。やっと儲かって社長の給料を引き上げた頃にこの増

税となると、起業した人たちのモチベーションが下がってしまわないか少し心配になります。

Q3 対象となる会社にどんな影響がありますか？

法人税等の税金は、会社の課税所得(=儲け)に対して約40%かかります。社長の年収に応じた増税額は、次ページ図表3の通りです。年収900万円で84万円増税、10年間では840万円の増税になりますので、対象になる会社は大きな影響を受けることになります。

「社長の給料なんて、私たちには関係ないじゃない」なんて声も聞こえそうですが、損金にならないと会社が払う税金が多くなります。となると、会社の資金繰りが悪くなり、みんなの給料の昇給原資なども少なくなってしまいます。

多くの場合、税金計算は顧問税理士がやることになりますが、経理担当者としても最低限のことを知っています。

ややこしい制度ですので、まず制度の概要を大ざかに理解していただき、みなさんの会社が該当するかどうかを、ぜひチェックしてください。

Q1 「役員給与の損金不算入」とはどういう制度ですか？

まずは制度の概要から説明しておきましょう。この制度は、会社が社長に支払う給与所得控除は、たとえば次ページ図表2のようになります。

Q2 この制度が取り入れられた背景には何があるのでありますか？

昨年5月より施行された「会社法」により、資本金の規制がなくなり、資本

料のうち「給与所得控除」に相当する金額は、会社の損金(=経費)として認めない、というものです。損金にならない部分は、法人税等の課税対象になります。

次ページ図表1は、この制度の概要を示したもので、図表中の「給与所得控除」とは、個人の税金を計算する際に給料から差し引ける、みなし経費のことです。

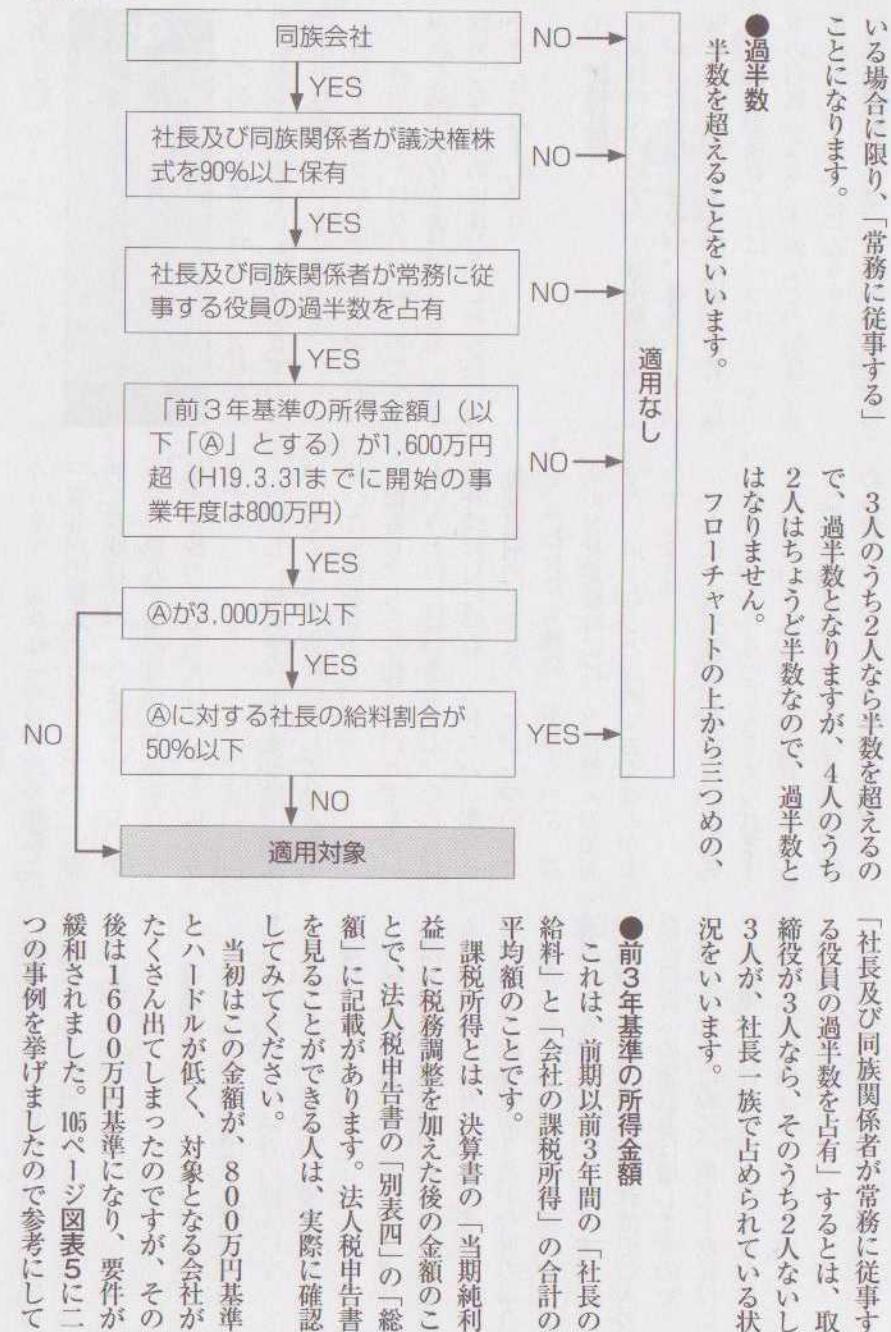
給料をもらっている人なら、役員、社員、パート、アルバイト、だれでも認められており、年収により差し引ける金額は異なります。年収に応じた給与所得控除は、たとえば次ページ図表2のようになります。

資本金1円でも会社ができるようになりました。資本金とは、会社を設立するときに最初に株主が会社に出資するお金のことですが、その規制がなくなり、手持ち資金があまりない人でも手軽に会社がつくれるようになったわけです。ちなみに、それまでは、原則として株式会社の資本金は1000万円以上、有限会社の資本金は300万円以上でした(会社法により、有限会社の設立が新たにできなくなりました)。

一方、個人事業で仕事をやっている人が、会社をつくって会社から自分が(=社長)に給料を支払うと、「給与所得控除」がとれるため大きな節税になります。

資本金1円でも会社ができるようになりました。これからは、「団塊の世代」の定年後の起業、若い世代の起業など、「ひとまず会社をつくってみよう」という人たちが増えてくることが予想されます。

図表4



図表3

年収	給与所得控除
6,000,000	1,740,000
9,000,000	2,100,000
12,000,000	2,300,000
18,000,000	2,600,000

増税額(注)	年収に対する増税額の割合
696,000	11.6%
840,000	9.3%
920,000	7.7%
1,040,000	5.8%

(注) 法人税等の税率を40%として計算。

チヤートをご覧ください。

矢印がすべて下に流れると、適用対象になります。

所得金額は毎年変動しますので、同じ会社でも、ある年度は適用があつても、翌年度では適用がない、ということがあります。

また、株式の移動や役員変更により、適用の有無が変動することもあります。

念のため、図表4で使われている用語の説明をしておきましょう。

●議決権株式

会社の株主総会で、議決権がある株式のことです。

議決権とは、役員の選出、役員報酬の決定、重要な会社の資産の処分、配当の支払い、などについて、YESかNOかを決める投票権のことです。会社によっては、まれに「配当優先株」といつて、配当を多めにもらえる権利がある代わりに議決権がない株式

もありますが、通常は、1株について1個の議決権を有するケースがほとんどです。

したがって、通常の会社では、「議決権株式を90%以上保有」とは、「株式を90%以上保有」となります。

もありますが、通常は、1株について1個の議決権を有するケースがほとん

どです。

も、1個の議決権を有するケースがほとんどの場合、「議決権株式を90%以上保有」とは、「株式を90%以上保有」となります。

●常務に従事する役員

この制度で、はじめて「常務に従事する役員」という言葉が定められました。これは、常勤役員という意味合いに近いものです。

名前だけを借りて実際はほとんど出社しないような役員は、「常務に従事する」とはいえません。また監査役は、そもそも会社の運営に関する業務を行なう役員ではないので、「常務に従事する」とはなりません。

その他、「使用者兼務役員」といつて、取締役営業部長や取締役工場長など、使用者(=社員)と役員を兼ねた役員は、経営に関する業務を常に行なつて

図表5 平成20年3月期の会社のケース

【事例1】

(単位:円)

事業年度	社長の給料①	課税所得②	前3年基準の所得金額③(①+②)
H17.3期	9,000,000	5,200,000	14,200,000
H18.3期	12,000,000	4,300,000	16,300,000
H19.3期	12,000,000	4,500,000	16,500,000
平均	11,000,000	4,666,667	15,666,667

≤16,000,000

③が1600万円以下。よって適用なし。

【事例2】

(単位:円)

事業年度	社長の給料①	課税所得②	前3年基準の所得金額③(①+②)
H17.3期	9,000,000	6,200,000	15,200,000
H18.3期	12,000,000	5,300,000	17,300,000
H19.3期	12,000,000	4,500,000	16,500,000
平均	11,000,000	5,333,333	16,333,333

>16,000,000
≤30,000,000
÷2

③が1600万円超3000万円以下。さらに社長の給料割合が50%超。よって適用あり。



●おちあい たかひろ

83年横浜市立大学卒業。大手食品メーカーを退職後、91年税理士登録。96年独立し、落合会計事務所を開設。中小企業向けの会計・税務、資産家向けの資産税を専門とする著書に「会社の税金」「社長の税金」まだあなたは払い過ぎ!」(フォレスト出版)、「新会社法対応面白いほどわかる本」など多数。ホームページhttp://www.ochiaikaikei.com、「近都まで江戸時代の絵師・伊藤若冲(いとうじやくちゅう)の展覧会に行ってきました。3時間並んだ甲斐のある素晴らしい絵でし

みなさんはこの複雑な制度の概要をまず理解して、さらに、法人税申告書を見ることができる立場であれば、自分が該当するかどうかをチェックしてみてください。

この制度が適用されると、会社が余計に税金を納めることになりますので、できれば避けたいところです。
前ページのフローチャートで、右側の「適用なし」になればいいのですが、現状で適用となる会社が、将来、適用除外となるためにはどうしたら良いのか考えてみましょう。

① 持株基準

会社の株式にすべて議決権があることが前提となります。が、株式のうち10%を超えて「社長及び同族関係者」以外の他人が保有すれば、フローチャートの右側になり、永遠にこの制度の適用は受けないことになります。

同族関係者は、社長の親族などに

ください。

Q5 増税を避ける方法はありますか?

この制度が適用されると、会社が余計に税金を納めることになりますので、できれば避けたいところです。
前ページのフローチャートで、右側の「適用なし」になればいいのですが、現状で適用となる会社が、将来、適用除外となるためにはどうしたら良いのか考えてみましょう。

保有してもらう相手はだれでも良いというわけにはいきません。たとえば、会社の社員に保有してもらい、配当を毎期定期的に支払うことが一つの手段です。「社員持ち株会」をつくって、将来の会社退職時には、当初購入の額面で買い戻すなどと決めておくことがよいでしょう。

さらに、取引関係が密接な、取引先に保有してもらうことも考えられます。ただし、これら株式を保有してもらいうことを課税逃れで行なうことは、認められないことになっています。

なります。親族は「六親等内の血族と三親等内の姻族」となりますが、一般的な親戚はすべて含まれます。したがって、他人や他の会社に10%を超えて株式を持つもらえばよいことになります。

保有者の移動の理由や名義株式ではないことを、説明できるようにしてお

くことが大切です。

② 役員基準

また、「常務に従事する役員」のうち半数を社長一族以外の他人になってもらうことも、結果的に増税を避けることがあります。

取締役の人数は、以前の商法では3名以上必要でしたが、会社法の制定により、1名でも可能となりました。したがって、取締役が2名の会社の場合、2名のうち1名他人が取締役になれば、適用にならないことになります。

といつても、役員になればその人の会社経営への発言力は増しますので、増税を逃れるために、他人を取締役にした結果、会社経営に支障をきたすようでは本末転倒となってしまいます。

